江別市地域防災計画

（資料編）

令和７年１月

目次

１　法令・条例等

江別市防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
江別市防災会議の運営に関する規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
江別市災害対策本部条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
江別市災害対策本部運営規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
災害対策基本法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２　各種様式

配備編成計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

３　組織・体制

江別市災害対策本部組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
江別市災害対策本部各班の所掌事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

４　防災施設

指定緊急避難場所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
指定避難所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
家畜避難所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

５　災害危険区域

土砂災害警戒区域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

６　協力協定・相互応援協定

江別市と各団体の災害時協力協定一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

７　その他の資料

気象警報・注意報等発表基準（江別市）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

１　法令・条例等

江別市防災会議条例（昭和37年12月24日条例第18号）

江別市防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき江別市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 江別市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(4) 警察官のうちから市長が任命する者

(5) 副市長

(6) 教育長

(7) 水道事業管理者

(8) 病院事業管理者

(9) 消防長及び消防団長

(10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(12) 公募による者

(13) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

６　前項第10号から第13号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事等）
第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和50年10月９日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和51年６月17日条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和54年12月６日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成８年６月17日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年３月８日条例第３号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月16日条例第２号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。（後略）
附　則（平成24年３月29日条例第20号）
この条例は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年９月28日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年３月27日条例第18号）
（施行期日）
１　この条例は、令和２年７月１日から施行する。
（準備行為）
２　この条例による改正後の第３条第５項の規定による委員の選任に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
附　則（令和４年３月３日条例第１号）
この条例は、令和４年４月１日から施行する。

江別市防災会議の運営に関する規程（昭和50年11月28日防災規程第1号）

江別市防災会議の運営に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、江別市防災会議条例（昭和37年条例第18号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、江別市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務代理者）

第２条　条例第３条第４項に規定する会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

（会議の招集）

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

（会議）

第４条　防災会議は、半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

（庶務）

第５条　防災会議の庶務は、総務部において行う。

（公表等の方法）

第６条　地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、江別市公告式条例（昭和25年条例第14号）の規定を準用する。

附　則

この規程は、昭和50年11月28日から施行する。

附　則（昭和51年８月10日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年７月10日から適用する。

附　則（平成12年４月17日訓令第９号）

この訓令は、平成12年４月17日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附　則（平成16年３月29日訓令第２号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月23日訓令第２号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

江別市災害対策本部条例（昭和38年6月25日条例第9号）

江別市災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、江別市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　本部長は、本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　所属職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部、班）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部及び班を置くことができる。

２　部、班に属すべき職員は、本部長が指名する。

３　部に部長及び班に班長を置き、本部長の指名する職員がこれに当たる。

４　必要があるときは、部に副部長を班に副班長を置くことができる。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年６月17日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月28日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

江別市災害対策本部運営規程（昭和51年2月1日訓令第12号）

江別市災害対策本部運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、江別市災害対策本部条例（昭和38年条例第９号）第４条の規定に基づき、江別市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（災害対策本部副本部長等）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者、各部長、総務部調整監、消防長、江別市立病院長、江別市立病院事務長及び議会事務局長をもって充てる。

（本部員会議等）

第３条　本部に本部員会議及び本部対策室（以下「対策室」という。）を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策（以下「応急対策」という。）の総合調整その他防災に関する重要事項を協議する。

３　本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。

４　本部長は、会議の議長となり会議を統括する。

５　対策室は、本部長の補佐、本部の庶務、災害に関する情報等の収集及び応急対策に係る周知等の事務を掌る。

６　対策室に室長、副室長、室員を置き、室長には副市長を、副室長には総務部長、総務部調整監及び本部長が指名する者を、室員には総務部調整監付参事（危機対策・防災担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

７　室長は、本部長の命を受けその所掌事務を掌握し、副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部等の組織及び所掌事務等）

第４条　本部に部及び班を置く。ただし、災害の状況により一部の部又は班を置かないことができる。

２　部に副部長、班に副班長を置くことができる。

３　部、班の名称、編成及び所掌事務並びに部長、副部長、班長及び副班長に充てられる職員は、別に定める。ただし、本部長が必要と認めたときは、部若しくは班の所掌事務を変更し、又は他の部若しくは班の所掌事務を応援させることができる。

４　副部長は部長を、副班長は班長をそれぞれ補佐し、部長又は班長に事故があるときは、それぞれの職務を代理する。この場合において、副部長又は副班長が２人以上あるときは、副部長にあっては部長が、副班長にあっては班長があらかじめ指名した順序によるものとする。

５　副部長を置かない部にあって部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した班長が、その職務を代理する。

６　副班長を置かない班にあって班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名した者が、その職務を代理する。

７　部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受けてその所掌事務を掌握し、その事務に従事する職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

８　職員は、上司の命を受けてその事務に従事する。

（情報連絡責任者）

第５条　部に情報連絡責任者を置く。

２　情報連絡責任者は、部に属する職員の中から部長が指名する。

３　情報連絡責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害又は被害の状況等（以下「災害情報等」という。）を逐次取りまとめ、部長を経て速やかに対策室に報告しなければならない。

（現地等の情報連絡）

第６条　被災現地、避難所、炊出し場、救護所等の責任者は、災害情報等を逐次取りまとめて速やかに各情報連絡責任者に報告しなければならない。

（現地本部）
第７条　応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部長が必要があると認めたときは、現地本部を設置することができる。
２　前項の規定により現地本部を設置したときは、現地本部長及び必要な現地従事職員（以下「現地職員」という。）を置く。
３　現地本部長及び必要な現地職員は、本部長が指名する本部の職員をもって充てる。
４　現地本部長は、現地職員を指揮監督するとともに関係機関の現地責任者との連絡を密にし、応急対策に当たらなければならない。
５　現地本部長は、現地の災害情報等を逐次取りまとめ、速やかに対策室に報告しなければならない。
（本部の解散）
第８条　本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は応急対策措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。ただし、本部長が必要と認めるときは、解散後においても一部の部又は班を当該災害に係る第４条第３項に規定する所掌事務に従事させることができる。
（本部設置前の措置）
第９条　気象の異状な予警報又は異状な情報等により災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次の措置を講じ本部を設置するための準備を整えておくものとする。
(1) 上司の命を受けた総務部調整監付職員、関係各部課等の職員及び消防職員は、庁内又は所定の場所に待機する。
(2) 総務部調整監付職員は、気象の予警報及び災害情報等の収集並びに関係各部課等、消防本部及び関係機関との連絡調整に当たる。
(3) 関係各部課等及び消防本部は、出動体制を整備するとともに厳重な警戒、監視に当たる。
２　休日又は勤務時間外において気象の異状な予警報、異状な情報又は災害情報等を受理した当直員は、直ちにその旨を総務部調整監付参事（危機対策・防災担当）（調整監付参事不在のときは調整監付主査（危機対策・防災担当））に報告して指示を受けなければならない。
（非常配備）
第10条　本部長は、本部を設置したときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令するものとする。
２　非常配備の種別及び種別ごとの活動内容の基準は、別に定める。
３　各部長は、あらかじめ別に定めるところにより配備編成計画を作成して配備すべき所属職員を確定しておくものとし、配備に際しては必要に応じて所属職員を増減することができるものとする。
４　各部長は、非常配備のための職員の招集に備えて職員住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。
（配備体制の特例）
第11条　本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して種別の異なる指令をすることができる。
（通信統制）
第12条　本部を設置したときは、本部長は、江別市行政用無線電話基地局その他の無線局を統括する。
（腕章の帯用）
第13条　本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするために、別に定める腕章を帯用しなければならない。
（本部を設置しない場合の準用）
第14条　この規程は、本部を設置しない場合の災害に際しても、市長が必要と認めたときは、これを準用する。
（災害救助法適用の場合の措置）
第15条　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用された場合は、各部の班長は、法及び災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）等に定める様式に従い、その所掌事務に係る関係救助の実施記録日計表その他救助事務処理に必要な帳簿等を作成しなければならない。
（委任）

第16条　この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附　則
　この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（昭和51年８月10日訓令第13号）
　この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年７月10日から適用する。
附　則（昭和53年７月31日訓令第16号）
　この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（昭和54年５月４日訓令第14号）
　この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（昭和54年11月10日訓令第46号）
　この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（昭和58年10月４日訓令第46号）
　この訓令は、昭和58年10月４日から施行する。
附　則（昭和59年５月31日訓令第12号）
　この訓令は、昭和59年５月31日から施行する。
附　則（昭和59年10月９日訓令第23号抄）
　（施行期日）
１　この規程は、昭和59年10月９日から施行し、昭和59年10月１日から適用する。
附　則（昭和60年４月27日訓令第８号）
　この訓令は、昭和60年４月27日から施行する。
附　則（平成元年７月28日訓令第９号）
　この訓令は、平成元年７月28日から施行する。
附　則（平成11年３月23日訓令第３号）
　この訓令は、平成11年３月23日から施行し、平成10年12月１日から適用する。
附　則（平成12年４月17日訓令第９号）
　この訓令は、平成12年４月17日から施行し、平成12年４月１日から適用する。
附　則（平成14年７月24日訓令第18号）
　この訓令は、平成14年７月24日から施行し、平成14年４月１日から適用する。
附　則（平成16年３月29日訓令第１号）
　この訓令は、平成16年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月23日訓令第２号抄）
　（施行期日）
１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。
（収入役の在任特例に関する経過措置）
２　この訓令の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第３条第１項の規定（以下「在任特例」という。）により在職する収入役の在職中に限り、第１条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定、第４条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定及び「又は欠けたとき」を削る規定並びに第13条の規定中「、収入役」を削る規定は適用せず、これらの規定中の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。
附　則（平成19年７月１日訓令第９号）
　この訓令は、平成19年７月１日から施行する。
附　則（平成20年３月28日訓令第８号）
　この訓令は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成22年３月31日訓令第２号）
　この訓令は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成23年５月31日訓令第４号）

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。
附　則（平成24年３月30日訓令第３号）
この訓令は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月31日訓令第１号）
この訓令は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（令和元年６月28日訓令第１号）
この訓令は、令和元年７月１日から施行する。
附　則（令和元年11月29日訓令第４号）
この訓令は、令和元年11月29日から施行する。
附　則（令和２年３月31日訓令第３号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和４年３月31日訓令第２号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年６月29日訓令第５号）
この訓令は、令和５年７月１日から施行する。
附　則（令和６年３月 29 日訓令第２号）
この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

災害対策基本法（抄）（昭和36年11月15日法律第223号）

災害対策基本法

（目的）

第１条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

２　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

３　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

ニ　内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

４　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

５　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

６　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港湾局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

７　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

８　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

９　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

１０　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県

防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第５条　市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第８条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

(2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

(3) 建物の不燃堅牢ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項

(4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

(5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

(6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項

(7) 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

(8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

(9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

(10) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

(11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

(12) 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

(13) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

(14) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

(15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

(16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

(17) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

(18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

(19) 防災思想の普及に関する事項

（市町村防災会議）

第１６条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる
６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める
（市町村災害対策本部）
第２３条の２　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあって当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
８　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
（職員の派遣の要請）
第２９条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
２　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
３　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。
（職員の派遣のあっせん）
第３０条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定

めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

３　前条第3項の規定は、前2項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第３２条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

２　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第４２条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第４２条の２　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

２　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計

画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

３　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

４　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

５　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（災害予防及びその実施責任）

第４６条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

(1) 防災に関する組織の整備に関する事項

(2) 防災に関する教育及び訓練に関する事項

(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

(5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

(6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第４７条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

２　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第４９条の１０　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所
(5) 電話番号その他の連絡先
(6) 避難支援等を必要とする事由
(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
３　市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
４　市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
（秘密保持義務）
第４９条の１７　第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（災害応急対策及びその実施責任）
第５０条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。
（市町村長の避難の指示等）
第６０条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
４　市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

６　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
７　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
８　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
（警察官等の避難の指示）
第６１条　前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
２　前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
３　警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。
（市町村の応急措置）
第６２条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
２　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。
（市町村長の警戒区域設定権等）
第６３条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
３　第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。
（応急公用負担等）
第６４条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
２　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応

急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

３　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

４　市町村長は、第2項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

５　前3項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

６　第3項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第2項後段の規定により保管した工作物等（第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

７　前条第2項の規定は、第1項及び第2項前段の場合について準用する。

８　第1項及び第2項前段の規定は、市町村長その他第1項又は第2項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項又は第2項前段に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

９　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第7項において準用する前条第2項又は前項において準用する第2項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

１０　前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第3項から第6項までの規定の例によるものとする。ただし、第3項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあっては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第６５条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

２　第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第６７条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第６８条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
（都道府県知事の指示等）
第７２条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
２　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
３　前2項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
（都道府県知事による応急措置の代行）
第７３条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
３　第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
第７６条の３　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
２　前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
３　前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
４　第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
５　第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。
６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

（損失補償等）

第８２条　国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

３　都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第８４条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

２　都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

（災害緊急事態の布告）

第１０５条　非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

２　前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

２　各種様式

配備編成計画

令和　年度　配備編成計画（１）

（令和　年　月　日現在）

部名	部	
部員総数	名	
（内　　訳）	部長	1　名
	副部長	名
	班	名
	班	名
	班	名
	班	名
	班	名

情報連絡責任者	職・氏名	
	内線番号	
	携帯電話	

※情報連絡責任者は次長職から選出してください。

	職・氏名	配備種別	
		一般災害	地震災害
部長			
情報連絡責任者			
副部長			

令和　年度　配備編成計画（２）【一般災害】

（令和　年　月　日現在）

部	班	班員総数	名
班　長　所属		内線番号	
班　長　職・氏名		携帯電話	

配備種別	所属	職	氏　名	班保有車両 車種	台数	緊急通行届出数
注意体制						
注意体制 計			名			
第１配備体制						
第１配備体制 計			名			
第２配備体制						
第２配備体制 計			名			
第３配備体制（全班員）		計	名			

令和　年度　配備編成計画（２）【地震災害】

（令和　年　月　日現在）

部	班	班員総数	名
班　長　所属		内線番号	
班　長　職・氏名		携帯電話	

配備種別	所属	職	氏　名	班保有車両 車種	台数	緊急通行届出数
注意体制						
	計　名					
第１配備体制						
	計　名					
第２配備体制（全班員）		計	名			

江別市災害対策本部組織図

江別市災害対策本部組織

令和6年4月1日現在

本部長　市長

副本部長　副市長

本部員会議

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 水道事業管理者 病院事業管理者 市立病院長 （各）部長 総務部調整監 消防長 市立病院事務長 議会事務局長

本部対策室

室長	副市長
副室長	総務部調整監
副室長	総務部長 （その他指名）
室員	参事 （危機対策・防災担当） （その他指名）

各部情報連絡責任者（部次長職から指名）
※本部員会議に出席
※各部の情報集約及び対応方針の周知

（部名）	（部長）	（副部長）	（班名）	（班長）	（編成）
総括部	総務部長	議会事務局長 総務部次長 財務室長 議会事務局次長 庁舎建設推進室長	総務班	総務課長	総務課・財政課・議会事務局総務課◆・参事(庁舎耐震化担当)
			人員調整班	職員課長	職員課・参事（人事制度・人材育成担当）・参事（市史・行政資料担当）
			施設管理班	契約管財課長	契約管財課・参事（情報管理担当）◆
			調査班	資産税課長	資産税課◆・納税課◆・市民税課◆・参事（特別滞納整理担当）
情報企画部	企画政策部長	企画政策部次長 デジタル政策室長	企画調整班	企画課長	企画課
			広報渉外班	広報広聴課長	秘書課・広報広聴課
			市民情報連絡班	政策推進課長	政策推進課・参事（総合計画・総合戦略担当）・参事（公共交通担当）・参事（シティプロモート・住環境活性化担当）・都市計画課・参事（デジタル政策担当）・参事（行政デジタル化担当）
生活派遣部	生活環境部長	生活環境部次長 環境室長	市民対策班	市民生活課長	市民生活課・参事（市民協働担当）・戸籍住民課・大麻出張所・環境課・参事（脱炭素・環境計画推進担当）
			清掃班	廃棄物対策課長	廃棄物対策課・施設管理課
経済派遣部	経済部長	経済部次長 企業立地推進室長 農業委員会事務局長	商工班	商工労働課長	商工労働課・観光振興課・企業立地課
			農務班	農業振興課長	農業振興課・参事（農業委員会担当）
救護部	健康福祉部長	子ども家庭部長 健康福祉部次長 子ども家庭部次長 健康推進室長 会計管理者 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	福祉管理班	管理課長	管理課・会計課◆・参事（監査担当）◆・参事（選挙担当）◆
			避難対策第1班	保護課長	保護課・国保年金課・医療助成課
			避難対策第2班	子育て支援課長	子育て支援課・参事（子ども家庭支援担当）・子ども育成課・参事（子育て支援センター事業推進担当）・よつば保育園・やよい保育園・子ども発達支援センター・参事（指導担当）
			要支援者対策班	障がい福祉課	障がい福祉課・介護保険課・参事（企画・指導担当）・参事（地域支援事業担当）
			救護・防疫班	保健センター長	夜間急病センター・保健センター・参事（健康づくり・保健指導担当）・参事（母子保健担当）・参事（健康推進担当）・参事（地域医療担当）
施設部	建設部長	建設部次長 土木事務所長	建設管理班	管理課長	検査員・管理課・参事（用地・渉外担当）
			土木班	道路管理課長	道路管理課・治水課・雪対策課・参事（除排雪計画担当）
			施設第1班	都市建設課長	都市建設課・開発指導課
			施設第2班	建築住宅課長	建築住宅課・建築指導課・参事（建築政策担当）
水道部	水道部長	水道部次長	水道総務班	総務課長	検査員・総務課・参事（料金収納担当）
			浄水場対策班	浄水場長	浄水場
			給水・修理対策班	水道整備課長	水道整備課・参事（給排水指導担当）
			下水道管渠対策班	下水道施設課長	下水道施設課
			浄化センター・ポンプ場対策班	浄化センター長	浄化センター
教育・援護部	教育部長	教育部次長 学校教育支援室長	教育対策班	総務課長	総務課・給食センター・生涯学習課・参事（施設計画担当）・スポーツ課・情報図書館・郷土資料館・参事（セラミックアートセンター事業担当）・学校教育課・参事（教育情報化担当）・教育支援課
医療部	市立病院副院長	医務局長 市立病院事務長 事務局次長 経営企画室長	医療班	管理課長	管理課・参事（施設整備担当）・経営企画課・医事課・医療安全管理室・健診管理課
消防部	消防長	消防本部次長 消防署長 消防団長	消防第1班	総務課長	総務課・警防課・参事（救急需要対策担当）・予防課・管理課・消防1課・消防2課・江別出張所・野幌出張所・大麻出張所
			消防第2班	消防副団長	消防団

◆　他班へ応援することも可能な課等
※　各班の副班長は、班長以外の各課(等)長とし、1課の場合は主務係長とする。

江別市災害対策本部各班の所掌事務

部名等	班名	No.	所掌事務
本部対策室		1	災害対策本部の設置、解散
		2	本部長の補佐
		3	災害対策本部の庶務に関すること
		4	各部の参集状況、対応状況等の集約
		5	対応方針の周知徹底
		6	緊急情報の発信
		7	防災関係機関との連絡調整
		8	気象予警報等気象に関する情報収集
		9	その他緊急を要する場合の調整
各部共通		10	職員参集時の対応
		11	庁舎の安全確保及び応急措置
		12	部内他班及び他部との連絡調整
		13	被害状況及び対応状況等の情報集約
		14	他班の応援に関すること
総括部	総務班	15	本部対策室の補佐
		16	各班及び各職員へ対応状況等の発信
		17	議会との連絡調整
		18	災害対応及び災害復旧等に係る予算措置
		19	その他、災害情報等の取りまとめ
	人員調整班	20	各部各班の人員体制の調整
		21	公務災害補償
	施設管理班	22	災害対策本部の通信機能の確保
		23	市有車両等の配車調整
		24	災害従事職員及び災害対策を行う施設の環境整備
	調査班	25	被害認定調査及び罹災証明書の発行
情報企画部	企画調整班	26	住民情報の収集、調査、分析及び企画調整
		27	各種災害復旧計画と総合計画等との調整
	広報渉外班	28	システムを活用した住民への災害情報の提供
		29	報道機関との連絡調整
		30	災害報道記事及び記録写真の収集、保存
		31	外国人への災害情報等の提供
		32	本部長・副本部長秘書業務
		33	災害見舞者及び視察者等に対する応対
	市民情報連絡班	34	住民からの問い合わせへの対応
生活派遣部	市民対策班	35	広報車による広報活動
		36	自治会・自主防災組織への連絡
		37	住区会館の避難所開設調整
		38	遺体の埋火葬
		39	大麻出張所での対応
	清掃班	40	清掃に係る各種計画の作成及び実施
		41	施設の被害状況把握及び復旧
		42	仮集積場の調整
		43	災害廃棄物の処理
		44	仮設トイレの設置及び管理
経済派遣部	商工班	45	商工業、水産関係の被害状況調査
		46	協定企業等からの救援物資の調達及び配送
		47	物価安定、被災商工業者の金融相談及び応急対応
	農務班	48	農業関係の被害状況把握調査
		49	林野火災の状況把握
		50	農業災害補償及び農業関係資金の融資
		51	被災地の家畜の防疫
		52	災害復旧事業（農業用施設）の手続き
		53	家畜避難対応

部名等	班名	No.	所掌事務
救護部	福祉管理班	54	部内の調整及び集約
		55	民生委員児童委員との連絡調整
		56	社会福祉協議会とのボランティア派遣調整
		57	日本赤十字社との連絡調整
		58	被災者相談
		59	義援金の受付、保管及び配分
		60	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金・被災者生活再建支援金
	避難対策第１班	61	避難所の開設及び運営
	避難対策第２班	62	避難対策第１班と連携した避難所の開設及び運営
		63	保育園、放課後児童クラブ、児童センター等施設利用者の安全確保、施設の被害調査及び応急対応
	要支援者対策班	64	要支援者の支援対策
		65	社会福祉施設の被害調査、応急措置及び復旧対応
	救護・防疫班	66	被災地及び避難所の保健
		67	防疫の実施
		68	医療関係施設の状況把握
		69	応急医療、助産等の救護活動
		70	遺体の取扱い
施設部	建設管理班	71	部内の調整及び集約
	土木班	72	道路等の被災状況調査及び応急措置
		73	作業車両及び土木建設用機械等の確保
		74	道路通行規制及び総合調整
		75	障害物の除去
		76	その他土木施設の維持保全
		77	水防資機材の点検及び配備
		78	河川等の被災状況調査及び応急措置
		79	内水排除活動
		80	水防施設及び重要水防区域等の巡視警戒
		81	江別市水防計画に定める水防活動
	施設第１班	82	公園緑地等の被害調査及び応急措置
	施設第２班	83	公共建築物及び市営住宅の応急工事
		84	応急危険度判定
		85	被災者住宅に対する融資・貸付け
		86	応急仮設住宅の手配及び入居手続きと維持管理
水道部	水道総務班	87	部内の調整及び集約
	浄水場対策班	88	取水、導水、浄水、配水施設等の災害応急対策及び復旧対策
	給水・修理対策班	89	被害状況の把握
		90	飲料水の確保、給水
		91	配水管等の災害応急対策及び復旧対策
	下水道管渠対策班	92	下水道施設の被害調査
		93	下水道施設の災害応急対策及び復旧対策
	浄化センター・ポンプ場対策班	94	浄化センター施設の災害応急対策及び復旧対策
		95	ポンプ場施設の災害応急対策及び復旧対策
教育・援護部	教育対策班	96	救護部と連携した避難所の開設及び運営
		97	小中学校及び開設した避難所への災害情報掲示板の設置・運営
		98	児童・生徒の被害状況調査
		99	応急教育及び児童・生徒への給食・学用品の提供
医療部	医療班	100	院内被災者の応急医療
		101	入院患者など在院者の状況確認と情報集約
		102	医療資源の状態確認と情報集約
		103	入院患者の療養継続又は転院、搬送調整
		104	院外被災者の応急医療
		105	医薬品及び医療資材の確保
		106	医療情報の収集伝達
		107	派遣医療班の受援
消防部	消防第１班	108	消防計画及び水防計画による災害活動の実施
		109	人命救助
		110	消防団等との連絡調整
		111	その他災害時の消防活動
	消防第２班	112	消防第１班の支援

4　防災施設

指定緊急避難場所一覧

住区	区域	No	名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定避難所との重複
						地震	洪水	土砂災害	
えべつ	条丁目 緑町 萩ヶ岡 王子 元町 牧場町 若草町 一番町 弥生町	1	江別第一小学校グラウンド	緑町西１丁目37	3,345	○			
		2	江別第一小学校		996			○	○
		3	飛鳥山公園	緑町西２丁目11-1～4	28,320	○			
		4	江別第三中学校グラウンド	牧場町21	7,300	○			
		5	江別第三中学校		990		○	○	○
		6	元江別公園	元町35-1･2	2,720	○			
		7	弥生公園	弥生町9	1,020	○			
		8	みづほ公園	弥生町22	1,540	○			
		9	中央公民館・コミュニティセンター	３条５丁目11-1	480			○	○
		10	選教寺	６条５丁目	130			○	○
		11	JA道央江別支店	６条８丁目1	180			○	○
		12	眞願寺	７条８丁目	140			○	○
		13	勤労者研修センター	緑町西１丁目103	150			○	○
		14	光雲寺	緑町西２丁目	50			○	○
		15	青年センター	緑町西２丁目11	680			○	○
		16	江別元町地区センター	元町1-2	140			○	○
	小計	16	箇所		48,181 人				
中央	元江別 見晴台 元江別本町 高砂町 向ヶ丘 中央町 幸町 錦町 対雁 工栄町 いずみ野	17	すぎのき公園	元江別835-4･864-1	720	○			
		18	対雁小学校グラウンド	見晴台17-1	5,470	○			
		19	対雁小学校		1,280		○	○	○
		20	いきいき公園	見晴台100-7	1,830	○			
		21	市民会館緑地	高砂町6	1,200	○			
		22	市民会館		550		○	○	○
		23	旧江別高校グラウンド	向ケ丘26	23,590	○			
		24	中央小学校グラウンド	向ケ丘54	6,780	○			
		25	中央小学校		1,210		○	○	○
		26	北海道消防学校（屋外）	中央町16	20,110	○			
		27	北海道消防学校（屋内）	中央町16	844		○	○	○
		28	ほほじろ公園	幸町16	1,060	○			
		29	いずみ野小学校グラウンド	対雁113-1	8,430	○			
		30	いずみ野小学校		960		○	○	○
		31	ふれあいワークセンター	錦町3-5	210		○	○	○
		32	総合社会福祉センター	錦町14-87	330		○	○	○
		33	江別工業会館	工栄町15-1	250			○	○
	小計	17	箇所		74,824 人				
上えべつ	上江別 上江別東町 上江別西町 上江別南町 ゆめみ野東町 ゆめみ野南町	34	江別高校グラウンド	上江別444-1	19,500	○			
		35	江別高校		1,590		○	○	○
		36	江別第一中学校グラウンド	上江別西町40	8,600	○			
		37	江別第一中学校		980		○	○	○
		38	上江別南町公園	上江別南町3-5～12･4-5	3,370	○			
		39	上江別公園	ゆめみ野東町21-2	5,570	○			
		40	上江別小学校グラウンド	ゆめみ野南町9-3	6,850	○			
		41	上江別小学校		1,390			○	○
	小計	8	箇所		47,850 人				
江陽	大川通 江別太 東光町 朝日町 あけぼの町 萌えぎ野西 萌えぎ野中央 萌えぎ野東	42	泉の沼公園	東光町31-1･2	19,300	○			
		43	江別太小学校グラウンド	朝日町25-2	6,600	○			
		44	江別太小学校		881			○	○
		45	からまつ公園	あけぼの町7	2,110	○			
		46	江陽中学校グラウンド	萌えぎ野中央10-2	8,240	○			
		47	江陽中学校		890			○	○
		48	江別太公園	萌えぎ野東1-1･2	5,440	○			
		49	東光児童センター	東光町27-7	110			○	○
		50	江別市区画整理記念会館	朝日町11-15	120			○	○
		51	江別河川防災ステーション	大川通6	210			○	○
	小計	10	箇所		43,901 人				
豊幌	豊幌 豊幌花園町 豊幌美咲町 豊幌はみんぐ町	52	豊幌小学校グラウンド	豊幌419	2,770	○			
		53	豊幌小学校		540			○	○
		54	豊幌公園	豊幌花園町23-8･9	5,600	○			
		55	豊幌研修センター	豊幌353-9	80			○	○
		56	豊幌地区センター	豊幌686-10	140			○	○
	小計	5	箇所		9,130 人				
江北	美原 篠津 中島 八幡	57	江別市都市と農村の交流センター（屋外）	美原1445	11,050	○			
		58	江別市都市と農村の交流センター（屋内）		480			○	○
		59	北光小学校グラウンド	篠津805-3	7,880	○			
		60	北光小学校		550			○	○
		61	八幡自治会館グラウンド	八幡104-3	9,940	○			
		62	八幡自治会館		30			○	○
	小計	6	箇所		29,930 人				
角山	角山	63	文化財整理室敷地	角山453	6,750	○			
		64	文化財整理室		155			○	○
	小計	2	箇所		6,905 人				

住区	区域	No	名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定避難所との重複
						地震	洪水	土砂災害	
のっぽろ	元野幌 野幌寿町 野幌屯田町 野幌美幸町 野幌町 野幌松並町 野幌末広町 野幌住吉町 野幌代々木町 新栄台	65	中央中学校グラウンド	新栄台57	11,210	○			
		66	中央中学校		1,210		○	○	○
		67	野幌高校グラウンド	元野幌740	20,430	○			
		68	野幌高校		960		○	○	○
		69	湯川公園	野幌寿町19-1～9ほか	19,860	○			
		70	野幌屯田町公園	野幌屯田町22-11～14	6,070	○			
		71	若草公園	野幌町6	1,460	○			
		72	旭公園	野幌町44	860	○			
		73	のぎく公園・生協野幌店駐車場	野幌松並町9-7～10	1,710	○			
		74	野幌末広町公園	野幌末広町3-1～5･12･42-1	4,240	○			
		75	えんじゅ公園	野幌末広町22-8･9	1,370	○			
		76	ゆりのき公園	野幌住吉町29-13～15･48	710	○			
		77	江別第二小学校グラウンド	野幌代々木町39	6,990	○			
		78	江別第二小学校		1,540		○	○	○
		79	江別第二中学校グラウンド	野幌代々木町53	9,660	○			
		80	江別第二中学校		1,200		○	○	○
		81	市民体育館	野幌町9	1,050		○	○	○
		82	野幌公民館	野幌町13-6	610		○	○	○
		83	天徳寺	野幌町49	180			○	○
		84	よつば保育園	野幌住吉町37-7	347			○	○
		85	杜の台記念会館	野幌屯田町23-6	130			○	○
		86	野幌中央緑地 集いの広場	野幌町33-18・19、93-1、98	1,262	○			
	小計	22	箇所		93,059 人				
のっぽろ鉄南	野幌東町 東野幌町 東野幌本町 緑ヶ丘 野幌若葉町 あさひが丘 東野幌 西野幌	87	むつみ公園	野幌東町39	470	○			
		88	東野幌小学校グラウンド	東野幌町48	6,060	○			
		89	東野幌小学校		1,060		○	○	○
		90	さくら公園	東野幌町28-1～5･10･25	1,190	○			
		91	もみじ公園	東野幌本町31	970	○			
		92	緑ケ丘緑地	緑ケ丘14-1～7	4,460	○			
		93	あかげら公園	緑ケ丘35-1	1,140	○			
		94	野幌南緑地	緑ケ丘57-1～4	660	○			
		95	野幌若葉小学校グラウンド	野幌若葉町5-3	7,230	○			
		96	野幌若葉小学校		970		○	○	○
		97	とちのき公園	野幌若葉町32	1,520	○			
		98	ななかまど公園	野幌若葉町57	880	○			
		99	やまぼうし公園	あさひが丘25-4	710	○			
		100	千古園	東野幌375-1	3,480	○			
		101	旧下の月小学校グラウンド	東野幌742-4	5,050	○			
		102	野幌小学校グラウンド	西野幌252	6,860	○			
		103	野幌小学校		520		○	○	○
		104	野幌中学校グラウンド	西野幌92-3	10,270	○			
		105	野幌中学校		1,250		○	○	○
		106	道立野幌総合運動公園（屋外）	西野幌481	16,200	○			
		107	道立野幌総合運動公園（屋内）		2,100		○	○	○
		108	東野幌青少年会館	野幌東町62-3	160		○	○	○
		109	野幌鉄南地区センター	東野幌本町62-1	130		○	○	○
		110	北海道情報大学	西野幌59-2	320			○	○
		111	野幌農村環境改善センター	西野幌157	90		○	○	○
		112	東野幌体育館	東野幌町28-23	640		○	○	○
		113	立命館慶祥中学校・高等学校グラウンド	西野幌640-1	722	○			
		114	立命館慶祥中学校・高等学校		1770		○	○	○
	小計	28	箇所		76,882 人				

住区	区域	No	名称	所在地	収容可能人員	指定緊急避難場所			指定避難所との重複
						地震	洪水	土砂災害	
東おおあさ	大麻高町 大麻東町 大麻園町 大麻晴美町 大麻南樹町 大麻栄町 大麻新町 大麻泉町 大麻北町	115	大麻東小学校グラウンド	大麻東町32	3,900	○			
		116	大麻東小学校		1,330		○	○	○
		117	大麻東公園	大麻東町35	5,540	○			
		118	そのまち公園	大麻園町35～36	2,030	○			
		119	はるみ公園	大麻晴美町11	1,670	○			
		120	青葉公園	大麻栄町15	730	○			
		121	あかしや公園	大麻栄町35-1	940	○			
		122	若葉公園	大麻新町10-12	830	○			
		123	大麻泉小学校グラウンド	大麻泉町27	6,000	○			
		124	大麻泉小学校		990		○	○	○
		125	大麻東中学校グラウンド	大麻697-1	10,110	○			
		126	大麻東中学校		1,060		○	○	○
		127	大麻東地区センター	大麻東町13-11	130			○	○
	小計	13	箇所		35,260 人				
西おおあさ	大麻 大麻西町 大麻扇町 大麻沢町 大麻宮町 大麻中町 大麻元町 大麻桜木町 大麻ひかり町	128	にしまち公園	大麻西町2-2・西町29	1,300	○			
		129	おうぎまち公園	大麻扇町18～20・西町30・31	1,410	○			
		130	大麻西小学校グラウンド	大麻扇町1	4,500	○			
		131	大麻西小学校		800		○	○	○
		132	大麻西公園	大麻沢町27・30・31・37	17,850	○			
		133	大麻中学校グラウンド	大麻宮町1	10,900	○			
		134	大麻中学校		1,120		○	○	○
		135	大麻小学校グラウンド	大麻宮町2	3,300	○			
		136	大麻小学校		1,130		○	○	○
		137	みやまち公園	大麻宮町9	1,330	○			
		138	大麻中央公園	大麻宮町10・中町34	3,010	○			
		139	なかまち公園	大麻中町30	940	○			
		140	なかよし公園	大麻中町31-1・32・33	1,790	○			
		141	大麻高校グラウンド	大麻ひかり町2	21,150	○			
		142	大麻高校		1,690			○	○
		143	大麻公民館・江別市民文化ホール	大麻中町26-7	440		○	○	○
		144	大麻体育館	大麻中町26-17	1,230		○	○	○
		145	大麻西地区センター	大麻沢町26-2	160		○	○	○
	小計	18	箇所		74,050 人				
文京台	文京台 文京台東町 文京台南町 文京台緑町	146	札幌学院大学（屋外）	文京台11	10,000	○			
		147	札幌学院大学（屋内）		3,247			○	○
		148	札幌学院大学第２キャンパスグラウンド	文京台63	23,640	○			
		149	北翔大学グラウンド	文京台23	28,800	○			
		150	北翔大学		2,250			○	○
		151	はんのき公園	文京台東町8-1	1,580	○			
		152	ならのき公園	文京台南町51-5	680	○			
		153	酪農学園大学グラウンド	文京台緑町582	9,980	○			
		154	酪農学園大学		2,130			○	○
		155	とわの森三愛高校グラウンド(1)	文京台緑町569	13,170	○			
		156	とわの森三愛高校		2,410			○	○
		157	とわの森三愛高校グラウンド(2)	文京台緑町582	13,870	○			
		158	とわの森三愛高校第２校舎体育館		396			○	○
		159	文京台地区センター	文京台7-4	280			○	○
		160	文京台小学校グラウンド	文京台70	3,200	○			
		161	文京台小学校		900		○	○	○
	小計	16	箇所		116,533 人				
合計		161	箇所		656,505 人				

指定避難所一覧

住区	区域	No	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号
えべつ	条丁目　緑町　萩ヶ岡 王子　元町　牧場町 若草町　一番町　弥生町	1	中央公民館・コミュニティセンター	３条５丁目11-1	480	江別振興公社	382-2376
		2	選教寺	６条５丁目	130	住職	382-2115
		3	JA道央江別支店	６条８丁目1	180	江別支店長	382-4111
		4	眞願寺	７条８丁目	140	住職	382-3125
		5	江別第一小学校	緑町西１丁目37	996	学校長	382-3016
		6	勤労者研修センター	緑町西１丁目103	150	NPO法人江別IT技術者協会	385-1959
		7	光雲寺	緑町西２丁目	50	住職	384-0429
		8	青年センター	緑町西２丁目11	680	スポーツ振興財団	383-1221
		9	江別元町地区センター	元町1-2	140	元江別地区自治会連合会	389-5356
		10	江別第三中学校	牧場町21	990	学校長	382-2080
	小計	10	箇所		3,936	人	
中央	元江別　見晴台 元江別本町　高砂町 向ヶ丘　中央町　幸町 錦町　対雁　工栄町 いずみ野	11	市民会館	高砂町6	550	日興美装工業（株）	383-6446
		12	中央小学校	向ケ丘54	1,210	学校長	384-3001
		13	北海道消防学校	中央町16	844	学校長	382-4161
		14	ふれあいワークセンター	錦町3-5	210	シルバー人材センター	384-3771
		15	総合社会福祉センター	錦町14-87	330	社会福祉協議会	385-1234
		16	いずみ野小学校	対雁113-1	960	学校長	381-5090
		17	対雁小学校	見晴台17-1	1,280	学校長	382-2004
		18	江別工業会館	工栄町15-1	250	理事長	384-3262
	小計	8	箇所		5,634	人	
上えべつ	上江別　上江別東町 上江別西町　上江別南町 ゆめみ野東町　ゆめみ野南町	19	江別第一中学校	上江別西町40	980	学校長	383-0011
		20	上江別小学校	ゆめみ野南町9-3	1,390	学校長	380-1122
		21	江別高校	上江別444-1	1,590	学校長	382-2173
	小計	3	箇所		3,960	人	
江陽	大川通　江別太　東光町 朝日町　あけぼの町 萌えぎ野西　萌えぎ野中央 萌えぎ野東	22	東光児童センター	東光町27-7	110	江別市	383-3197
		23	江別市区画整理記念会館	朝日町11-15	120	東部地区施設管理協議会	383-4331
		24	江別太小学校	朝日町25-2	881	学校長	382-2580
		25	江別河川防災ステーション	大川通6	210	江別市	381-9177
		26	江陽中学校	萌えぎ野中央10-2	890	学校長	385-0851
	小計	5	箇所		2,211	人	
豊幌	豊幌　豊幌花園町 豊幌美咲町 豊幌はみんぐ町	27	豊幌研修センター	豊幌353-9	80	自治会	384-6559
		28	豊幌小学校	豊幌419	540	学校長	383-4440
		29	豊幌地区センター	豊幌686-10	140	豊幌両自治会連絡協議会	380-1002
	小計	3	箇所		760	人	
江北	美原　篠津　中島　八幡	30	江別市都市と農村の交流センター	美原1445	480	えべつ市民活動団体　江北まちづくり会	384-0285
		31	八幡自治会館	八幡104-3	30	自治会	384-6464
		32	北光小学校	篠津805-3	550	学校長	383-1031
	小計	3	箇所		1,060	人	
角山	角山	33	文化財整理室	角山453	155	江別市	802-5750
	小計	1	箇所		155	人	
のっぽろ	元野幌　野幌寿町 野幌屯田町　野幌美幸町 野幌町　野幌松並町 野幌末広町　野幌住吉町 野幌代々木町　新栄台	34	市民体育館	野幌町9	1,050	スポーツ振興財団	384-5001
		35	野幌公民館	野幌町13-6	610	江別振興公社	382-2414
		36	天徳寺	野幌町49	180	住職	382-2345
		37	江別第二小学校	野幌代々木町39	1,540	学校長	383-0015
		38	江別第二中学校	野幌代々木町53	1,200	学校長	382-2456
		39	よつば保育園	野幌住吉町37-7	347	江別市	389-3700
		40	杜の台記念会館	野幌屯田町23-6	130	自治会	383-4609
		41	中央中学校	新栄台57	1,210	学校長	385-5581
		42	野幌高校	元野幌740	960	学校長	382-2477
	小計	9	箇所		7,227	人	
のっぽろ 鉄南	野幌東町　東野幌町 東野幌本町　緑ヶ丘 野幌若葉町　あさひが丘 東野幌　西野幌	43	東野幌青少年会館	野幌東町62-3	160	野幌鉄南自治連合会	383-3196
		44	野幌若葉小学校	野幌若葉町5-3	970	学校長	385-3131
		45	野幌鉄南地区センター	東野幌本町62-1	130	野幌鉄南地区自治会連合会	382-1601
		46	北海道情報大学	西野幌59-2	320	学長	385-4411
		47	野幌中学校	西野幌92-3	1,250	学校長	382-2486
		48	野幌農村環境改善センター	西野幌157	90	江別市	384-0960
		49	野幌小学校	西野幌252	520	学校長	382-2151
		50	道立野幌総合運動公園	西野幌481	2,100	道体育文化協会	384-2166
		51	東野幌体育館	東野幌町28-23	640	スポーツ振興財団	382-5000
		52	東野幌小学校	東野幌町48	1,060	学校長	382-3158
		53	立命館慶祥中学校・高等学校	西野幌640-1	1,770	学校長	381-8888
	小計	11	箇所		9,010	人	
東おおあさ	大麻高町　大麻東町　大麻園町 大麻晴美町　大麻南樹町 大麻栄町　大麻新町 大麻泉町　大麻北町	54	大麻泉小学校	大麻泉町27	990	学校長	386-0737
		55	大麻東地区センター	大麻東町13-11	130	大麻第二住区自治連合会	386-6299
		56	大麻東小学校	大麻東町32	1,330	学校長	386-5361
		57	大麻東中学校	大麻697-1	1,060	学校長	387-0732
	小計	4	箇所		3,510	人	
西おおあさ	大麻　大麻西町　大麻扇町 大麻沢町　大麻宮町 大麻中町　大麻元町 大麻桜木町　大麻ひかり町	58	大麻公民館・江別市民文化ホール	大麻中町26-7	440	江別振興公社	387-3120
		59	大麻体育館	大麻中町26-17	1,230	スポーツ振興財団	887-6800
		60	大麻西地区センター	大麻沢町26-2	160	江別市	387-0221
		61	大麻中学校	大麻宮町1	1,120	学校長	386-5341
		62	大麻小学校	大麻宮町2	1,130	学校長	386-5301
		63	大麻西小学校	大麻扇町1	800	学校長	386-5013
		64	大麻高校	大麻ひかり町2	1,690	学校長	387-1661
	小計	7	箇所		6,570	人	
文京台	文京台　文京台東町 文京台南町　文京台緑町	65	文京台地区センター	文京台7-4	280	文京台地区センター指定管理会	386-7095
		66	北翔大学	文京台23	2,250	学長	386-8011
		67	札幌学院大学	文京台11	3,247	学長	386-8111
		68	文京台小学校	文京台70	900	学校長	386-7700
		69	とわの森三愛高校	文京台緑町569	2,410	理事長	386-3111
		70	とわの森三愛高校第２校舎体育館	文京台緑町582	396	理事長	386-3111
		71	酪農学園大学	文京台緑町582-1	2,130	理事長	386-1111
	小計	7	箇所		11,613	人	
合計		71	箇所		55,646	人	

家畜避難所一覧

地区	飼育頭数（令和６年２月現在）					避難所		
	乳牛	肉牛	馬	豚	計(頭)	避難所名	所有者	面積(ha)
八幡	0	232	0	0	**232**	篠津防風林	石狩森林管理署	1.5
篠津	789	0	4	7	**800**			
中島	51	0	0	0	**51**			
美原	0	127	0	0	**127**			
江別太	448	10	0	0	**458**	江別市農村広場	江別市	2.5
東西野幌	1,039	203	1	0	**1,243**			
大麻	173	12	15	0	**200**			
上江別	0	28	0	0	**28**			
元野幌	262	87	2	113	**464**	家畜避難所（８ヶ所）	農業者	1.0
角山	1,582	0	18	1,415	**3,015**	家畜避難所（15ヶ所）	農業者	3.2
合計	**4,344**	**699**	**40**	**1,535**	**6,618**	**25ヶ所**		**8.2**

5　災害危険区域

土砂災害警戒区域図（全体図）

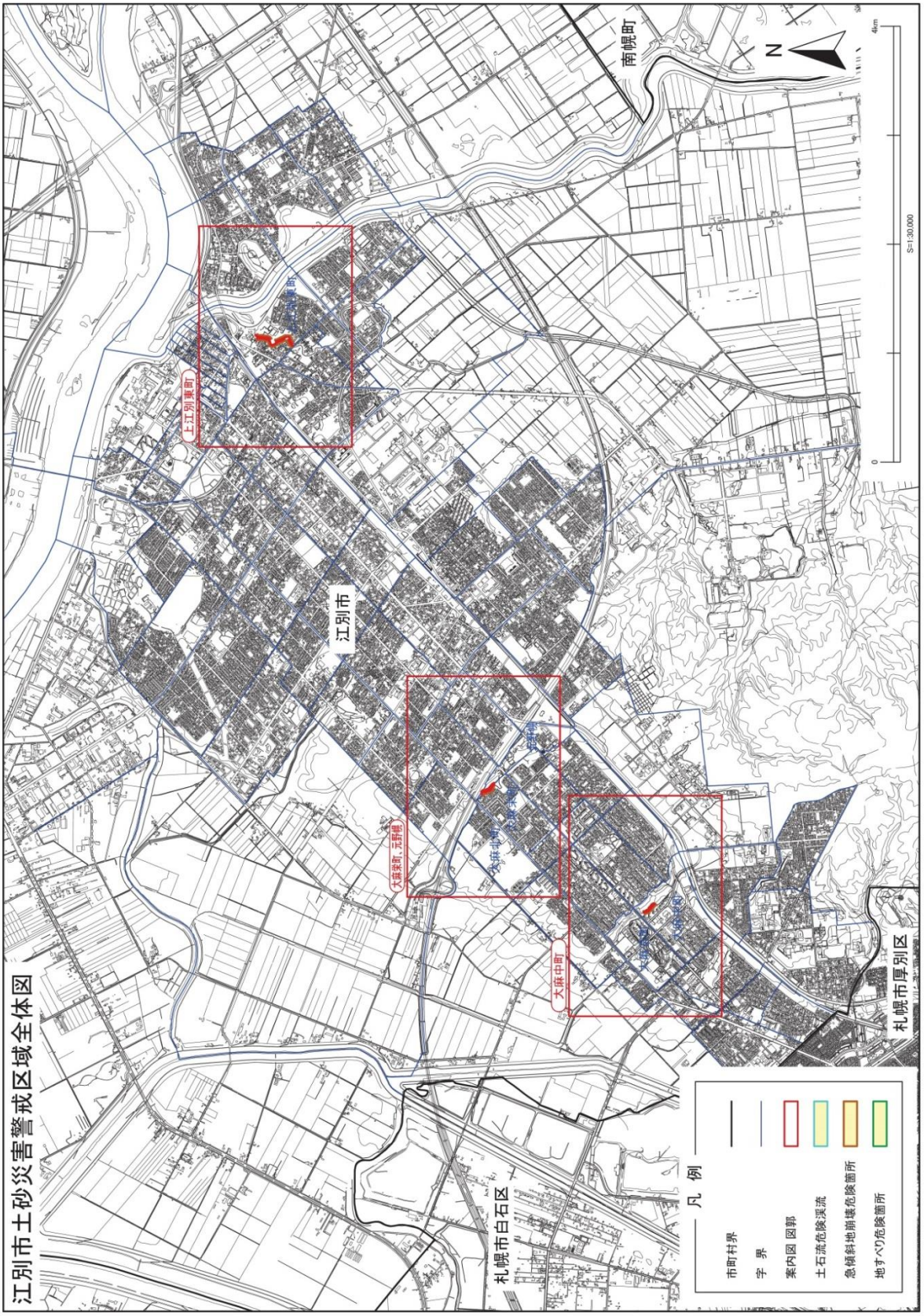

土砂災害警戒区域図（上江別東町）

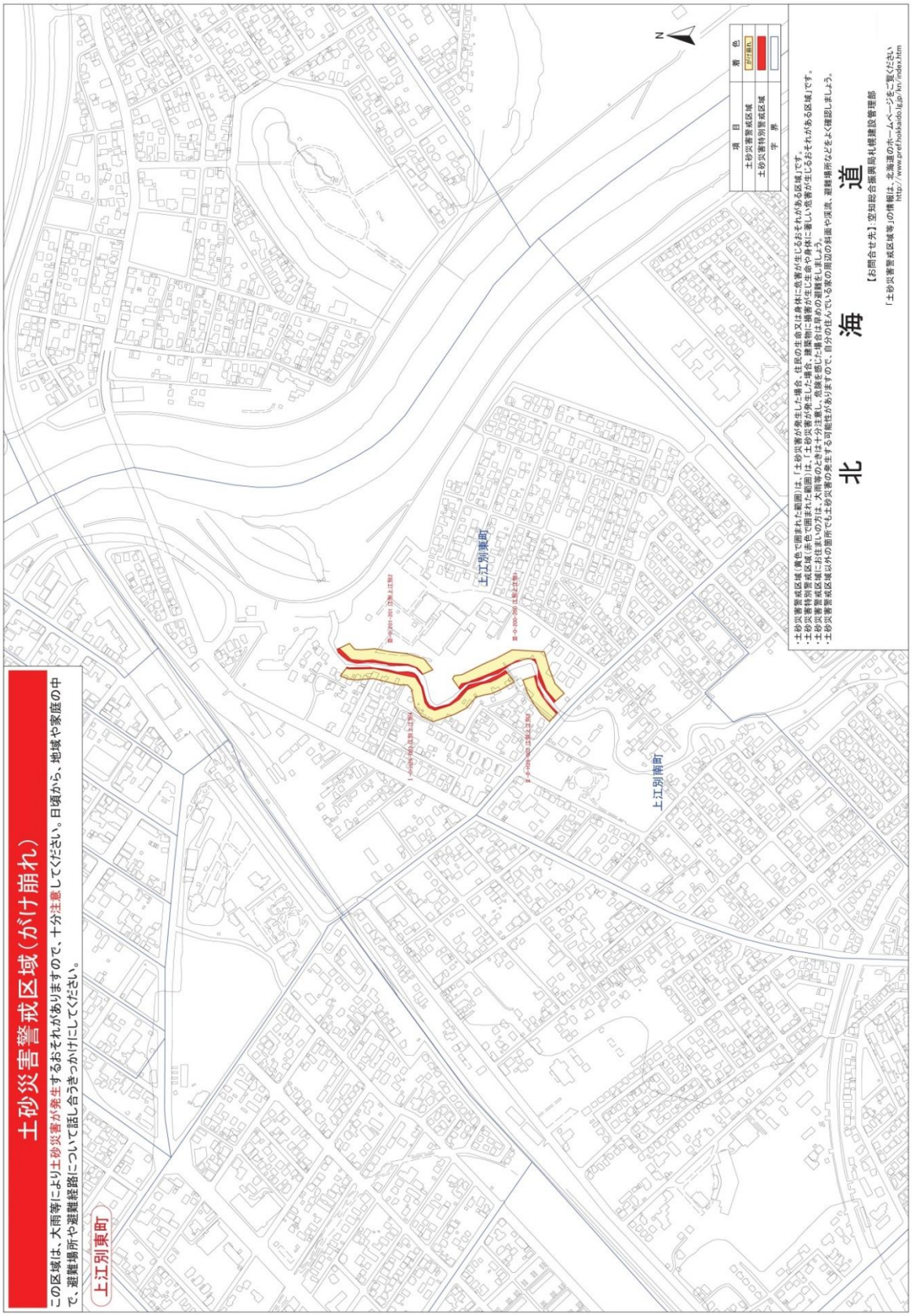

土砂災害警戒区域図（大麻栄町、元野幌）

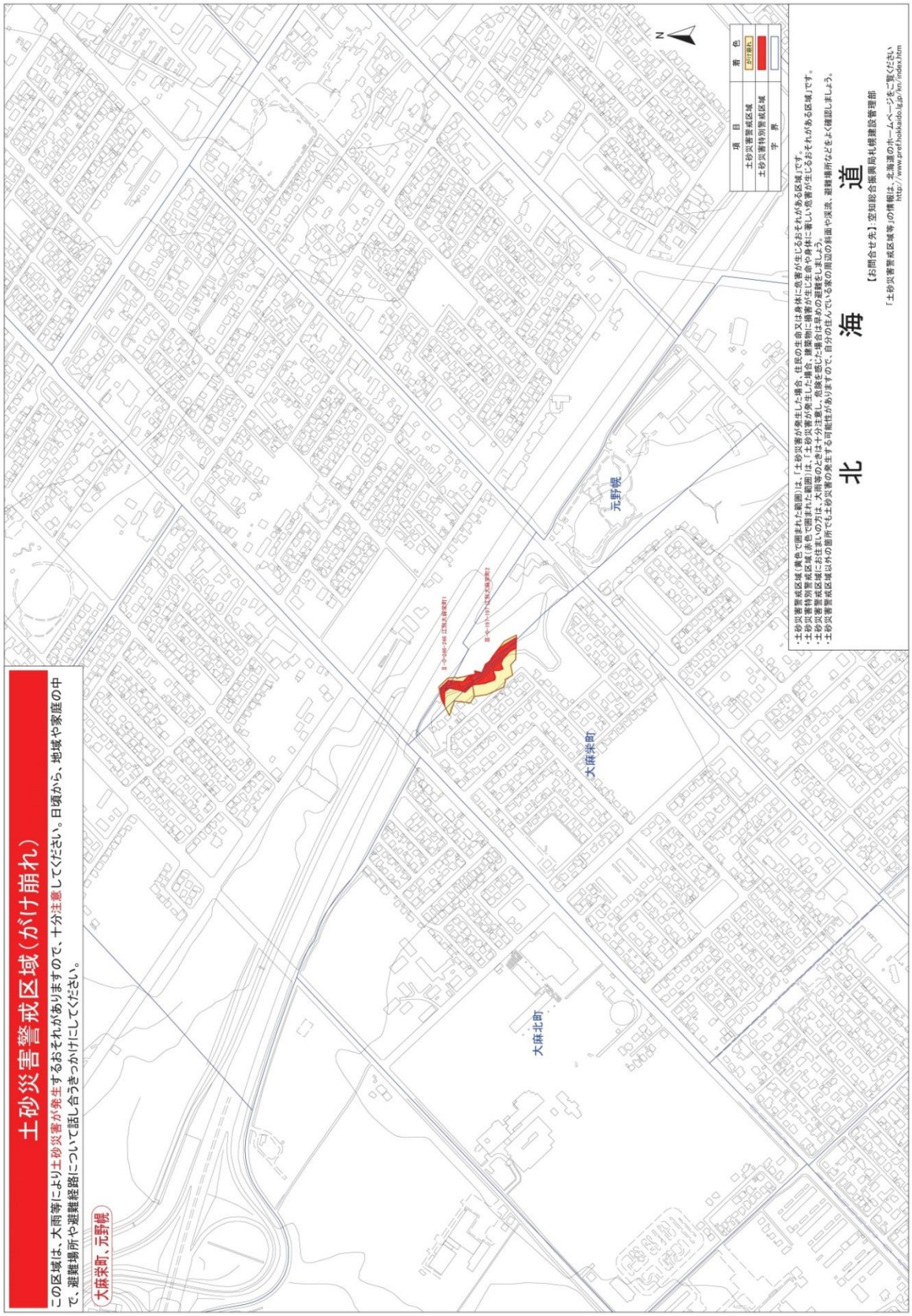

土砂災害警戒区域図（大麻中町）

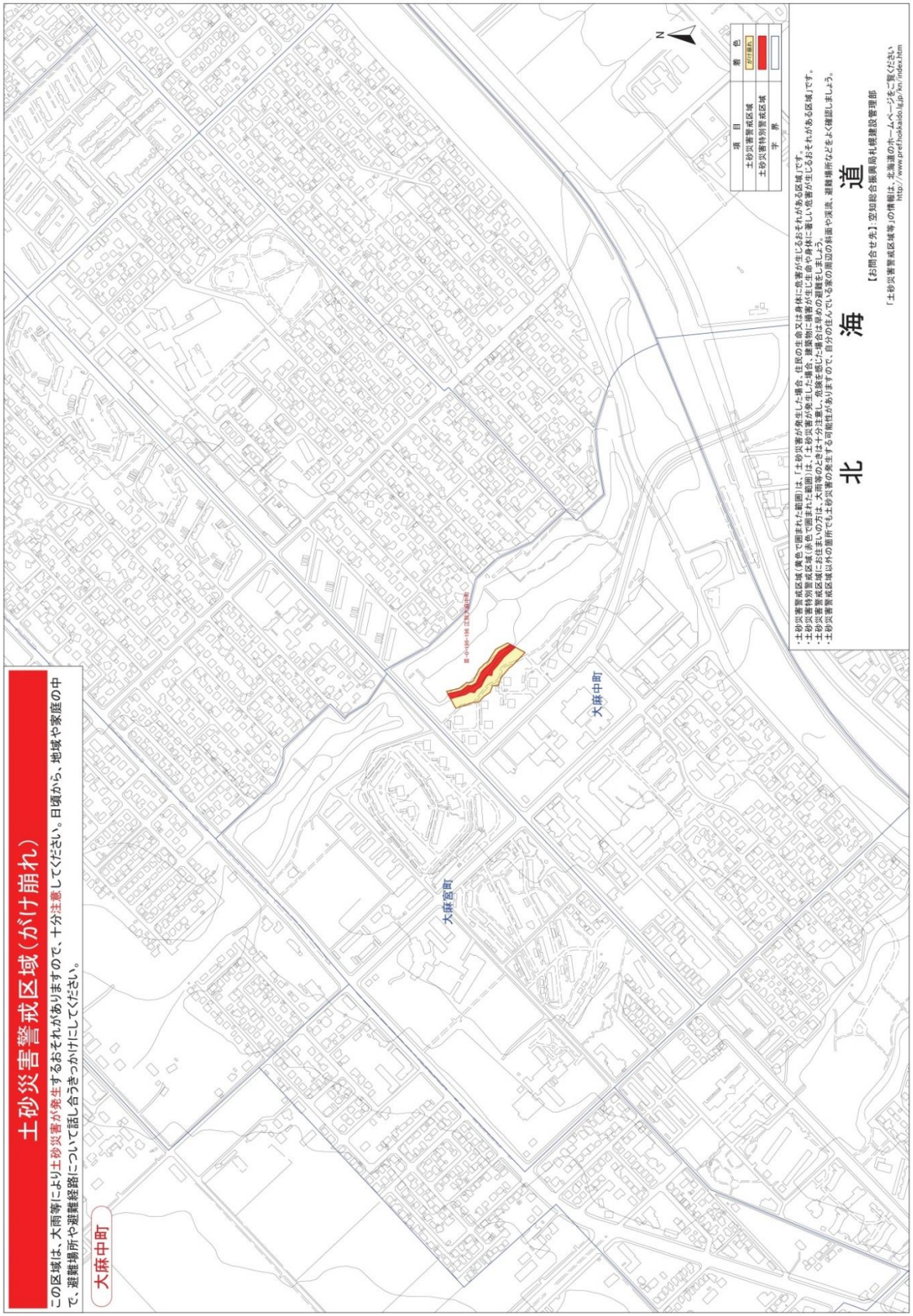

6　協力協定・相互応援協定

江別市と各団体の災害時協力協定一覧

○自治体及び関係機関

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	北海道開発局	平成22年5月26日	土木施設等の被害状況把握・応急措置準備
2	高知県土佐市	平成25年8月2日	友好都市間の災害時における相互支援
3	財務省北海道財務局	平成26年3月28日	有価物の分別等災害応急対策応援
4	陸上自衛隊第11高射特科隊	平成26年11月17日	災害応急対策活動
5	北海道	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援

○民間企業及び民間団体

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	日本通運株式会社札幌支店	平成16年7月1日	応急物資の輸送
2	生活協同組合コープさっぽろ	平成16年7月1日	応急物資の供給
3	株式会社セコマ	平成16年7月1日	応急物資の供給
4	株式会社菊水	平成16年7月1日	応急物資の供給
5	北海道中央食糧株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
6	広谷製パン株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
7	株式会社マルカツ	平成16年7月1日	応急物資の供給
8	株式会社レンタコム北海道	平成17年5月1日	応急物資の供給
9	北電興業株式会社	平成17年6月27日	避難所広告付き看板の掲出
10	一般社団法人江別建設業協会	平成18年12月27日	応急・復旧活動の支援
11	イオン北海道株式会社	平成19年9月5日	応急物資の供給
12	江別河川防災環境事業協同組合	平成20年8月25日	応急・復旧活動の支援
13	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成21年2月27日	応急物資の供給、自動販売機の電光掲示板による情報発信
14	一般社団法人北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年10月22日	応急・復旧活動の支援
15	江別石油事業協同組合	平成23年10月1日	燃料の供給
16	株式会社スコレー	平成24年4月6日	応急物資の供給
17	株式会社ツルハ	平成25年1月31日	応急物資の供給
18	株式会社共成レンテム	平成25年3月19日	応急物資の供給
19	生活協同組合コープさっぽろ	平成25年7月12日	応急物資の輸送
20	ヤマトホームコンビニエンス株式会社北海道統括支店	平成25年10月1日	応急物資の供給
21	ヤマト運輸株式会社千歳主管支店	平成25年10月1日	応急物資の輸送
22	一般社団法人札幌地区トラック協会江別支部	平成25年11月28日	応急物資の輸送
23	大塚製薬株式会社北海道支店	平成25年12月13日	応急物資の供給
24	江別リサイクル事業協同組合	平成26年2月3日	廃棄物収集運搬の協力
25	江別市内郵便局	平成26年3月31日	市内郵便局との相互協力
26	一般社団法人江別青年会議所	平成26年8月21日	防災活動に関する協力
27	一般財団法人北海道電気保安協会	平成27年2月19日	応急・復旧活動の支援
28	社会福祉法人北海道友愛福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
29	社会福祉法人北叡会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
30	医療法人はるにれ	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
31	社会福祉法人長井学園	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
32	社会福祉法人すばる	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
33	社会福祉法人江別昭光福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
34	一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
35	社会福祉法人えべつ幸誠会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
36	医療法人英生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
37	社会福祉法人葵新生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
38	江別測量設計業協会	平成27年7月8日	応急・復旧活動の支援
39	札幌電気工事業協同組合	平成27年7月21日	応急・復旧活動の支援
40	三和物流サービス株式会社	平成27年10月6日	応急物資の供給
41	ＤＣＭホーマック株式会社	平成28年11月1日	応急物資の供給
42	株式会社メディセオ	平成29年1月17日	応急物資の供給
43	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	平成29年2月24日	応急物資の供給
44	株式会社ジョイフルエーケー	平成29年5月31日	応急物資の供給
45	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成29年7月27日	応急物資の供給
46	株式会社ナガワ	平成29年8月22日	応急物資の供給
47	医療法人藤花会江別谷藤病院	平成30年2月2日	専用水道の使用
48	イオン北海道株式会社	平成31年3月27日	専用水道の使用
49	ＬＩＮＥヤフー株式会社	平成31年4月8日	情報発信
50	王子コンテナー株式会社札幌工場	令和2年2月4日	応急物資の供給
51	角山開発株式会社	令和2年3月31日	廃棄物の処理
52	ホテルリボーン野幌	令和2年8月11日	施設の利用
53	市民交流施設運営協議会（市民交流施設ぷらっと）	令和2年8月17日	一時滞在施設の提供
54	株式会社ＪＳＰ北海道工場	令和2年9月25日	応急物資の供給
55	安全永楽交通株式会社江別支店	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
56	大麻つばめ交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
57	東交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
58	山崎自動車工業株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
59	北海道三菱自動車販売株式会社	令和2年11月27日	次世代自動車からの電力供給
60	株式会社バカン	令和3年1月20日	避難施設における情報の提供
61	ダスキンレントオール札幌イベントセンター	令和3年3月17日	応急物資の供給
62	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社	令和3年3月31日	大規模災害時の相互協力
63	社会福祉法人日本介護事業団	令和3年3月31日	福祉避難所の設置運営
64	夕張鉄道株式会社	令和3年12月21日	要配慮者等の避難輸送協力
65	北海道レッカー事業組合	令和3年12月28日	応急・復旧活動の支援
66	株式会社ダイナム	令和4年5月9日	車中泊避難における施設の利用協力
67	王子エフテックス株式会社江別工場	令和4年12月22日	工業用水道の使用
68	三井住友海上火災保険株式会社	令和5年9月26日	損害調査結果の提供及び利用への協力
69	一般社団法人北海道建築士会札幌支部	令和6年1月31日	応急危険度判定活動における連携
70	エートス協同組合	令和6年3月19日	応急・復旧活動の支援
71	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和6年3月19日	応急物資の供給

（締結順）

7　その他の資料

気象警報・注意報等発表基準（江別市）

江別市	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	石狩地方	
	市町村等をまとめた地域	石狩中部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	12
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	131
	洪水	流域雨量指数基準	早苗別川流域=6.6，野津幌川流域=16.9，幌向川流域=26.7， 厚別川流域=33.9
		複合基準*1	―
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[月形・石狩大橋・篠路]，豊平川[雁来]，千歳川[裏の沢]， 夕張川[清幌橋]，幾春別川[西川向]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm あるいは 12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	95
	洪水	流域雨量指数基準	早苗別川流域=5.2，野津幌川流域=13.5，幌向川流域=21.3， 厚別川流域=27.1
		複合基準*1	早苗別川流域=(7，4.4)
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[石狩大橋]，豊平川[雁来]，千歳川[裏の沢]，夕張川[清幌橋]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	11m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度30%　実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜	最低気温3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

出典：気象庁ホームページ

災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所：500万円以上 道施行1カ所：120万円以上 市町村施行1カ所：60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所：500万円以上 道施行1カ所：120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）	道施行1カ所：120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所：500万円以上 道施行1カ所：120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所：500万円以上 道施行1カ所：120万円以上 市町村施行1カ所：60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所：500万円以上 管理組合施行1カ所：120万円以上 市町村施行1カ所：60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設、外郭施設、係留施設、輸送施設	国施行1カ所：500万円以上 道施行1カ所：120万円以上 市町村施行1カ所：60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所：120万円以上 市町村施行1カ所：60万円以上	〃
	公園	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所：40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所：40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所：40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率該当分）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質）、漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1カ所：40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	市町村、組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害 1カ所：40万円以上 激甚災害（告示地域に限る） 1カ所：13万円以上	2/10（一般災害）、3/10、4/10、5/10、9/10（激甚災害）

<table>
<tr><th>適用法令</th><th>事業名</th><th>事業主体</th><th colspan="2">対象及び内容</th><th>単位当事業費</th><th>国庫補助率</th></tr>
<tr><td>空港法</td><td>空港</td><td>国、道、市町村</td><td colspan="2">基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）</td><td>1施設：120万円以上</td><td>80/100</td></tr>
<tr><td rowspan="4">土地改良法</td><td rowspan="4">農業用施設</td><td rowspan="4">国</td><td rowspan="2">事業実施地区</td><td>土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区</td><td>1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。</td><td rowspan="4">土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。</td></tr>
<tr><td>北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区</td><td>1カ所：75万円超</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業完了地区</td><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区</td><td>1カ所：75万円超</td></tr>
<tr><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区</td><td>1カ所：概ね2,000万円超
工事が高度な技術を要するとき
激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公営住宅法</td><td rowspan="2">災害公営住宅整備事業</td><td rowspan="2">道、市町村</td><td colspan="2">災害公営住宅の整備</td><td>天然災害の場合
滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上

火災の場合
滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割以上</td><td>建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4）、借上げ2/5</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害公営住宅の家賃低廉化</td><td>近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額</td><td>2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既設公営住宅復旧事業</td><td rowspan="2">道、市町村</td><td colspan="2">既設公営住宅の再建設</td><td>再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用</td><td rowspan="2">1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">既設公営住宅の補修</td><td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）以上</td></tr>
</table>

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）以上	
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	〃	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 又は 1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	〃	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）	1/2 又は 1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2 又は 1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） 応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの 簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道：80万円以上 市町村：40万円以上 設備整備 道：60万円以上 市町村：30万円以上	2/3 （離島等 4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道：80万円以上 市町村：40万円以上	2/3 （離島等 4/5）
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの 道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道：120万円以上 市町村：60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎥以上であるもの、又は2千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村：60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4)宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃

出典：北海道地域防災計画（資料編）